Information





▶特別職職員の就任

教育委員会委員、固定資産 評価審査委員会委員に各氏

お知らせ

★教育総務課**☎**25-1182·監查委員事務局**☎**25-1187

●教育委員会委員

教育委員会委員に、今井邦枝氏が 就任されました。任期は、令和7年 2月17日までです。



今井 邦枝 氏

●固定資産評価審査委員会委員

固定資産評価審査委員会委員に次の3名が就任されま した。任期は令和6年2月20日までです。



駒澤 三郎 氏



三宅 健吉 氏



茂木 すみ江 氏

▶令和3年度



市役所の組織変更

お知らせ

★企画課☎25-1157

4月1日から市役所組織の一部を次のとお り変更しました。

係の名称変更

新 市民活動推進課 多文化共生係

旧 市民活動推進課 人権推進・男女共同 参画係

●係の統合

市民活動推進課多文化共生係と秘書課国際 交流係を統合

●係の廃止

秘書課 国際交流係

▶差別や偏見が解消される社会を目指して

本庁市パートナーシップ宣誓制度を開始します

お知らせ

★市民活動推進課☎25-1118

市では、皆さん一人ひとりの人権が尊重され、性 別、国籍や障害の有無に関係なく、いきいきと暮ら すことのできる豊かなまちづくりを目指しています。 その取り組みの一つとして、LGBT(※)など の性的マイノリティの方々の不安や生きづらさの軽 減、差別や偏見が解消される社会の実現のため、「本 庄市パートナーシップ宣誓制度 を4月1日から開 始します。

●パートナーシップ宣誓制度

双方または一方が性的マイノリティである2人 が、お互いを人生のパートナーとして日常生活で協 力し合うことを約束した関係であることを宣誓する のを受け、市が「パートナーシップ宣誓証明書」を 交付します。婚姻制度とは異なり、法的な義務・権 利は伴いませんが、パートナーシップ宣誓者は家族 と同等の関係として扱うなど、性的マイノリティ当 事者に対する社会的理解が進むことが期待されます。

●宣誓ができる方 次のすべてに該当する方

- ①双方が成年であること
- ②市内に住所を有する、または市内への転入を予 定している
- ③双方に配偶者がいない
- ④他の方とパートナーシップの宣誓をしていない
- ⑤双方が近親者でない(養子縁組を除く)

宣誓には事前の予約が必要です。詳しくは、■ま たは市民活動推進課でご確認ください。

※LGBT (エル・ジー・ビー・ティー) …レズビアン、ゲイ、 バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み 合わせて作られた言葉です。性的マイノリティ(性的少数者) を表す総称の一つとして用いられます。

▶若い方の住宅取得を応援



令和3年度 本庁市住まいる応援金のご案内

★広報課☎25-1614

「本庄市住まいる応援金」は、移住・定住人□の 増加を図るため、市外から転入した若い方のマイ ホーム取得を応援する制度です。令和3年度分の申 請受付は5月から開始します。対象要件等をご確認 のうえ、申請してください。

●対象 次の要件を全て満たす方

- ○住宅所有者またはその配偶者のいずれかの方が次 の項目にすべて該当している
- ・令和2年1月2日~令和3年1月1日の間に本 市に初めて住宅を取得
- ・本庄市に平成27年1月2日以降に転入し、かつ転 入日より1年前までの間に本庄市に住民登録がない
- ・本庄市に転入した日から5年以内に住宅を取得 している
- ・ 住宅所有者または配偶者が住宅取得日に40歳以下 ※住宅取得とは、所有権保存(移転)登記をするこ とを指します。
- ○住宅所有者が住まいる応援金の交付申請日までに 住宅所在地に住民登録をしている
- ○住宅所有者に市税に滞納がない
- ○過去に本庄市住まいる応援金の交付を受けたこと がない
- ■対象住宅 新築住宅(建築・購入)・中古住宅 ※相続等で取得し、リフォーム等の費用を要した場 合も対象となります。
- ●交付金額 20万円(加算要件に該当で最高43万円) ※次の加算要件に該当している場合は、基本額の20 万円にそれぞれの金額が加算されます。
- ①JR本庄早稲田駅から定期券により新幹線で通勤 … ト限12万円
- ②所有者が申請時に三世代同居している…5万円
- ③親が市内に在住または生計を一にする中学生以下 の子がいる…2万円
- ④市内に本社がある建築業者・不動産業者を利用し て住宅を取得…2万円
- ⑤市内に本店または支店がある金融機関で住宅ロー ンを利用…2万円
- ●申請 初めて住宅の所有者の名義で取得した住宅

の固定資産税課税明細書が発行された日(5月頃) から令和4年2月28日(月)までに申請書類を揃えて郵 送または直接広報課(市役所3階)へ(必着)

郵送先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

本庄市役所広報課魅力創造係

申請書類

広報課及び■で配付しています。

≪申請者全員が提出≫

- ○本庄市住まいる応援金交付申請書
- ○誓約書及び同意書
- ○転入者が、転入の日からその1年前までの間に本 **庄市に住民登録がないことが確認できる書類(戸** 籍の附票等)
- ○丁事請負契約書の写しまたは売買契約書の写し
- ○建物の登記事項証明書の写し

≪加算要件①の該当者≫

- ○就労及び通勤手当等支給額証明書
- ○新幹線定期券の写し等

≪加算要件②の該当者≫

- ○本庄市住まいる応援金世帯調査書
- ○親または子との親子関係を証明できる書類(戸籍 全部事項証明書又は戸籍謄本)
- ○同居する方の住民票
- ○取得した住宅の建物平面図

≪加算要件③の該当者≫

- ※申請者と同一世帯の場合は提出不要。
- ○親または子との親子関係を証明できる書類(戸籍 全部事項証明書または戸籍謄本)
- ○親が市内に居住していることが確認できる書類 (親の住民票の写し)

≪加算要件⑤の該当者≫

- ○金銭消費貸借契約書の写しまたは住宅ローンの契 約内容を記載した書類
- ≪住宅取得費用が20万円未満でリフォーム費用を含 め申請する場合≫
- ○リフォーム工事代金の領収書の写し

住まいる応援金のご案内▶



令和3年4月1日号